



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 税理士業務の禁止処分 ～架空仕入を計上して所得金額を不正に圧縮～

税理士法第5章は、税理士の懲戒処分等について定めています。今回は、税理士の懲戒処分に関する判決を紹介します。

(平成28年12月12日東京地裁・棄却・TAINSコード：Z999-0169)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### <事案の概要>

この事件は、税理士である原告が、A社の法人税の確定申告に当たり、架空の仕入を計上することにより所得金額を不正に圧縮した法人税の確定申告書を作成したとして、財務大臣から税理士業務の禁止の処分を受けたところ、この処分が違法であると主張してその取消しを求めるとともに、被告である国に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償金の支払を求めたという事案です。

### <裁判所の判断>

- 1 原告は、真実は発生していない本件仕入1億7162万1441円を発生したのものとして当期商品仕入高に加算計上し、これを前提として当期利益の額を9万2376円と算出した上、本件申告書の別表四に当期利益の額としてこの金額を記入し、所得金額が0円となる本件申告書を作成したものであるところ、この行為が、法45条1項に規定する真正の事実と反して税務書類の作成をした行為に該当することは明らかである。
- 2 本件仕入は、原告が本件会社から提出を受けた総勘定元帳及び試算表には計上されていない費用であったことは明らかであり、原告も当然そのことを認識していたと考えられること、そして、本件仕入は、原告自身が、平成23年9月期の売上高にその直前期である平成22年9月期の売上原価率を乗じて算出した売上原価から上記総勘定元帳等に基づく売上原価を引くことにより算出したものであるところ、このようにして算出された仕入の額が真実発生した費用の額を表している蓋然性は極めて低いといわざるを得ず、原告も当然そのことを認識していたと考えられること、原告は、本件仕入の計上に当たり、本件会社に原資料を確認させるなどして本件仕入が真実発生した費用であることを確認しなかったことからすれば、原告は、本件仕入が真実は発生していない費用であることを少なくとも、未必的には認識していたものと認められる。
- 3 原告は、真実は発生していない本件仕入を計上し、これに基づき所得金額を算出したのであるから、原告は、法人税の計算の基礎となるべき事実の一部を隠ぺいし、これに基づき、本件申告書における計算上の所得金額を仕入の金額分だけ圧縮したものとイえる。したがって、本件において、財務省告示にいう税理士の責任を問い得る不正所得金額等は、本件仕入の金額である1億7162万1441円となるものと解されるところ、この金額が極めて高額であることはいうまでもなく、税理士として本件行為に及んだ原告の責任は重大であるといわざるを得ない。
- 4 行政手続法26条は、不利益処分の決定をするときは、聴聞調書の内容及び聴聞の終結後に主宰者が作成する報告書に記載された不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならぬ旨を定めるところ、本件の聴聞調書、聴聞の期日において原告が提出した陳述書及び聴聞終結後に主宰者が作成した聴聞結果報告書の内容並びに本件処分に係る原告に対する税理士懲戒処分通知書の別紙「聴聞における主張を認めない理由」に記載された内容に照らせば、処分行政庁である財務大臣は、主宰者の意見を十分に参酌して本件処分をしたものと認められることができる。
- 5 これまでの検討に照らせば本件処分に処分要件事実の欠如その他の取消事由となるべき瑕疵はなく、本件処分は適法な処分と認められる。したがって、本件処分をした財務大臣の行為が国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるとは認められず、同項に基づく国家賠償請求は理由がない。  
(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判11頁)が必要な方は、送料実費とも2,000円(税抜)で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第284号(平成29年3月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9 更生保護会館/TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628